

美作総務第 39 号
令和 2 年 5 月 15 日

美作市監査委員 東 内 義 典 様
美作市監査委員 山 本 雅 彦 様

美作市長 萩 原 誠



令和元年度定期監査（第 2 次）結果報告に対する措置について（通知）

令和 2 年 3 月 18 日付け美作監査第 88 号で美作市監査委員から報告のありました令和元年度定期監査（第 2 次）結果報告について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり措置したので通知します。



令和元年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況

監査の結果	措置状況等
<p>(1)契約事務について</p> <p>① 入札契約 昨年も同様の指摘をしているが、入札による契約において、追加工事が発生したため変更契約を締結しているものが見受けられた。当初設計時に精度の高い設計をしていれば、追加工事をする事なく、結果的に金額も低廉で実施できた可能性があったと考えられるものもあるため、当初から十分な設計調査を行い、安易に追加工事を行うことのないようにされたい。</p> <p>② 随意契約 随意契約は、競争入札を原則とする契約方法の例外措置で、地方自治法施行令(以下「施行令」という。)167条の2第1項に規定する要件に該当する場合にのみ締結できるものである。 各部局の随意契約状況を見てみると、締結理由に希薄なものが散見された。随意契約の執行に当たっては、契約の公平性、透明性、競争性の原理から、入札に付することができない理由を具体的に記すこととし、競争性により、有利な契約を締結できる可能性がある場合には、複数の者から見積書を徴することとされたい。 なお、施行令167条の2第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」とは、天災地変その他非常緊急の場合であり、単に、設計や決裁が遅れたなど、事務手続きの遅延による場合は、随意契約の要件とはならないので留意されたい。 また、随意契約のチェックシートを管財課で作成のうえ、各部局において共有されたい。</p>	<p>【管財課】</p> <p>①入札契約 土木工事においては、多種多様な現地の自然条件のもと、個別に工作物を設計する必要があり、当初予見できない土質や湧水等の変化等により設計変更を余儀なくされる場合が多数ある。その際の変更額は、変更設計額を入札率で乗じて算出しており、適正な金額で変更契約されているものと考えられる。今後はさらに、当初設計の精度を高めるよう、指導を行うこととする。</p> <p>②随意契約 今後、統一的な随意契約事務が図れるよう、ガイドライン等により示すべく検討を行っている。</p>

令和元年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況

	監査の結果	措置状況等
<p>2</p> <p>(2)滞納について 毎年、各収納部局で滞納が発生し、予算執行に支障をきたしている。滞納の発生原因を分析し、滞納が長期化しないよう滞納整理に努められるとともに、滞納の未然防止策を構築されたい。 過年度分の滞納状況では、収入未済額が多く残存していた。その内訳には、債務者の死亡や他市に転居し行方が分からない等の事情のあるものが含まれている。内容を十分精査し、収納困難な状況と認められるものは、不納欠損等の処理を行う一方、回収可能なものについては、案件ごとの徴収計画を立て確実な徴収を計るなど、公正かつ適正で慎重な事務処理に努められたい。 なお、各部局で滞納整理を強化することも不可欠であるが、プロジェクトチームを作るなどし、市全体での取り組みを検討されたい。</p>	<p>【税務課】 少額かつ初期の滞納者を把握し、督促状と年2回の催告書発送に加えて囑託職員2名を雇用して電話催告を実施し、高額かつ慢性的滞納者に移行しないよう、早期の納付を促すことで収納困難案件となることを未然に防止している。なお、市民から寄せられていた要望に応じて令和2年度からコンビニ収納を導入し、新たな納付方法を設けることで市民の納税にかかる利便性向上と、初期の滞納発生が抑制できるものと思われる。 また、過年度の収入未済額のうち、納税義務者死亡や所在不明者の滞納については調査の結果、相続人や所在先が判明すれば納付するよう求めているが、収納が困難と認められれば地方税法に従い適宜、不納欠損等の処理を行っている。相続人や所在不明者の追跡調査には案件ごとに個別の事情も発生し、調査に長期間を要する場合も多々ある。財産調査は継続的に実施しており、預金や保険など換価の容易な財産を優先して即座に差押処分を執行している。今後はより効率的に滞納整理が行える手法を検討し、公正かつ適正な処理に努める。なお、滞納分もコンビニで納付ができるようシステムを整えており、滞納額抑制にコンビニ収納導入による効果も得られるものと考えている。</p> <p>【保健福祉部】 大原病院において、未収金の徴収には、督促・催告等の強化を図り、また、窓口での声掛けなど積極的に行い未収金の未然防止に努める。個別の案件について、個々の未収金の精査を行い連帯保証人が存在する場合は、保証人への徴収を強化する。未収金額の発生を抑えるため、支払に関して不安がある人への対応として、総合相談窓口を設置し、支払相談を通じて、早めの対応をとるように努める。 生活保護法返還金について、滞納整理を行う中で今後の徴収見込みのたたないものに関しては、不能欠損処分とし、回収可能な債務者に関しては引き続きの調査を行うこととする。 介護保険料に関しては、納付相談等において個々の生活状況を十分に聞き取りする中で分納による納付の提示をする。未収金対策として納め忘れを防ぐ観点から口座振替の勧奨、推進。R2年度4月1日よりコンビニ納付を導入することにより24時間いつでも納付できる環境を整えることにより滞納する対策も行い易くなるという効果もあると思われる。</p> <p>【上水道課・下水道課】 上下水道料金については、給水停止を伴う滞納徴収を定期的実施し、未納が増加しないよう努めている。 過去の使用者については転居先に催告書を送付している。転居先不明の者は公用請求により追跡調査を行っている。</p>	

令和元年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況

	監査の結果	措置状況等
3	<p>(3) 支出命令書等の作成遅延等に伴う支払遅延について 支払遅延については、例月現金出納検査や決算審査の意見書等で幾度も指摘をしている。その結果、遅延件数は減少傾向にあるが、依然として発生している。支払遅延となった理由には、各所属の支払事務担当者の支出命令書等の作成遅延、各部局内における決裁遅延、会計課での審査による差し戻しに対する訂正遅延等があり、支払事務担当者の不注意と決裁権者の決裁時における確認不足といわざるを得ない。このような中で、支払いチェックシート等を活用し、決裁権者が支払い期限を把握するなどし、遅延とならないよう対策を取っている部局も見受けられた。 各部局において、決裁権者は、日頃から所属内を監督し注意喚起をするなど、再発防止を徹底し適正な執行を行われたい。</p>	<p>【会計課】 会計課としては、支払遅延(になりそうな事案)を発見した際、担当者へ根拠法令も用いて、直接指導を行い、再発防止に努めている。 また、場合によっては、決裁権者に対する直接的な注意喚起も実施している。 今後は、遅延利息が生じることにも言及した説明をするなど、効果的な注意喚起となるよう工夫を行う。</p>
4	<p>(4) 旅費(日当)の支給について 消防署において、県外搬送する際に、日当を支給している。これは、美作市職員等の旅費に関する条例に基づいたものであるが、隣接する県外への搬送は、業務の一環と思われるため、支給について総務課と協議されたい。</p>	<p>【総務課(消防総務課)】 県内他の消防本部等の旅費の取扱いについて調査し、不支給の場合の根拠についても併せて確認を行っている。調査の取り纏めが出来次第、他の職員と不均衡が生じないことを念頭に、速やかに結論を出す。</p>

令和元年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況

	監査の結果	措置状況等
5	<p>(5)有給休暇の取得について 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い「労働基準法」の一部が改正され、平成31年4月以降、年5日の有給休暇の確実な取得が義務化された。地方公務員は「配慮」する努力義務とされているが、各部局の有給休暇の取得状況を確認したところ、全く取得していない職員や取得日数が5日に満たない職員が多数存在しているなど、取得状況が低調であった。 有給休暇は、心身のリフレッシュを図る事を目的としていることから、計画的に有給休暇を活用されたい。 また、有給休暇の取得が困難な事例も見受けられたため、各部局内において交替要員を確保するなどにより取得しやすい環境づくりに努められたい。</p>	<p>【総務課】 令和元年度の平均年次有給休暇取得日数は、10日という状況にあるが、取得日数が5日に満たない職員も見られることから、令和2年4月20日付けで総務部長通知「年次有給休暇の取得促進等について」を発出し、所属長に対し課員の年次有給休暇の取得計画の作成による計画的取得を指示するとともに、総務課による定期的な確認を行うこととした。併せて職員間の業務を調整するなどして、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努めるよう所属長に指示した。</p>